

選挙について

大事な投票、忘れずに!



せんきよのめいすいくん

島根県選挙管理委員会

選挙の事務



候補者用の白ばら



選挙運動員用の腕章



立候補の届出



得票数の集計



当選証書

「18歳選挙権」成立

70年ぶり引き下げ

来夏の参院選から

選挙権年齢を「18歳以上」に引き下げる改正公選法が17日の参院本会議で全会一致により可決・成立した。1945年に「25歳以上」から「20歳以上」に引き下げて以来、70年ぶりの改革となる。来年度の参院選から適用されるのがほぼ確実だ。18、19歳の未成年者約240万人が有権者に加わる見込みで、政府は若者の政治参加の意識を高める「権者教育」の充実などを急ぐ。

(2、3、24、27面に関連記事)

改正法は約1週間前、公布される予定で、公布から1年の間、施行を経て施行される。施行後初めて公布される。

改正公選法のポイント

- 選挙権年齢を現行の「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げ
- 18、19歳の未成年者が選挙権適用対象の重大な違反を犯し、選挙の公正に支障を及ぼす場合は原則、検察官送致

選挙権年齢の引き下げに運動させ、20歳の成人年齢や少年法対象年齢を下げるかどうか今後の課題。各党は衆院議員は25歳以上、参院議員は30歳以上と規定される種の被選挙権年齢の引き下げも議論中。

「18歳選挙権」に伴う今後の課題

- 権者教育**
模擬投票や副教材で政治参加意識を高める。中立性確保も検討
- 高校生の政治活動**
国が通知で禁止。文部科学省は校外の活動を認めることを視野に見直しへ
- 成人年齢・少年法の対象年齢**
それぞれ引き下げを検討。少年法改正には公明党内で慎重論

20歳未満には認められ、18、19歳の未成年者が選挙権を行使する。改正に伴い、18歳選挙権の適用対象となる。選挙の公正に支障を及ぼす場合は原則、検察官送致（送致）とする規定を付則に明記した。

若年の投票率向上につなげるため、政府は高校生向けに選挙の意義などを解説した副教材を作成し、模擬投票も各地で実施する。若者が政治に参加する意欲を高める。特定政党への支持の強弱に反映するにつれ、その

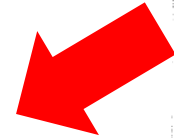
改正後、改正法提出者の船田元・自民党憲法改正推進本部長は「有権者の立場から、民主主義が進展する」と意義を述べた。北側一雄公明党代表は「若い人たちの声を政治に反映させるにつれ、その

要にならないよう、教育の中立性確保も検討する。

文部省（当時）は1969年の通知で高校生の政治活動を禁止したが、文部科学省は学校外の政治活動を一定程度認めることを視野に通知を見直し方針だ。

成立後、改正法提出者の船田元・自民党憲法改正推進本部長は「有権者の立場から、民主主義が進展する」と意義を述べた。北側一雄公明党代表は「若い人たちの声を政治に反映させるにつれ、その

日本海新聞 平成27年6月18日（木）



全国で18歳、19歳の未成年者
約240万人が新有権者に
（島根県内では約1万3千人）

公職選挙法等改正法の成立 (平成27年6月19日公布・平成28年6月19日施行)

○公職選挙法や地方自治法などに規定する選挙権年齢について、これまでの20歳以上から18歳以上へ引き下げる。

○民法、少年法、その他の法令についても、18歳以上20歳未満の者と、20歳以上の者との均衡を図るための検討を行う。

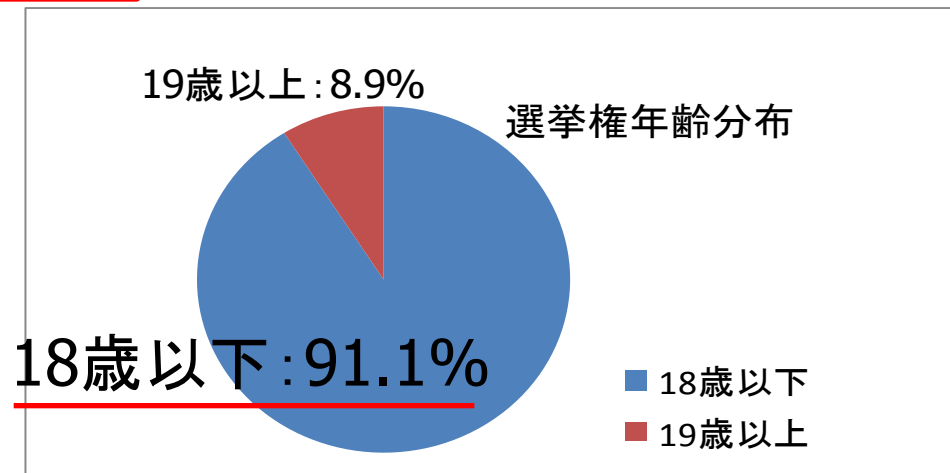


選挙権年齢の引き下げは70年ぶりの改正

世界の選挙権年齢

主要国(G8)における法律で定める年齢(日本は改正前の年齢)

国名	選挙権年齢(下院)	成年年齢	刑事手続きで少年として扱われなくなる年齢
アメリカ	18歳	各州別(46州で18歳)	各州別(37州で18歳)
イギリス	18歳	18歳(スコットランドのみ16歳)	18歳
フランス	18歳	18歳	18歳
ドイツ	18歳	18歳	18歳
イタリア	18歳	18歳	18歳
カナダ	18歳	各州別(6州で18歳)	18歳
ロシア	18歳	18歳	18歳
日本	20歳	20歳	20歳



平成22年4月国立
国会図書館調査等

選挙とは

せん-きょ【選挙】（広辞苑）

- 1 多人数の中から投票などにより適任者をえらび出すこと。「役員を一する」
- 2 選挙権を有する者が全国又は一定区域において、一体として一定数の議員・都道府県知事・市町村長のような公職につく者を投票によって選定する行為。「衆議院議員を一する」

→ 2 が「公職選挙」

公職選挙の種類

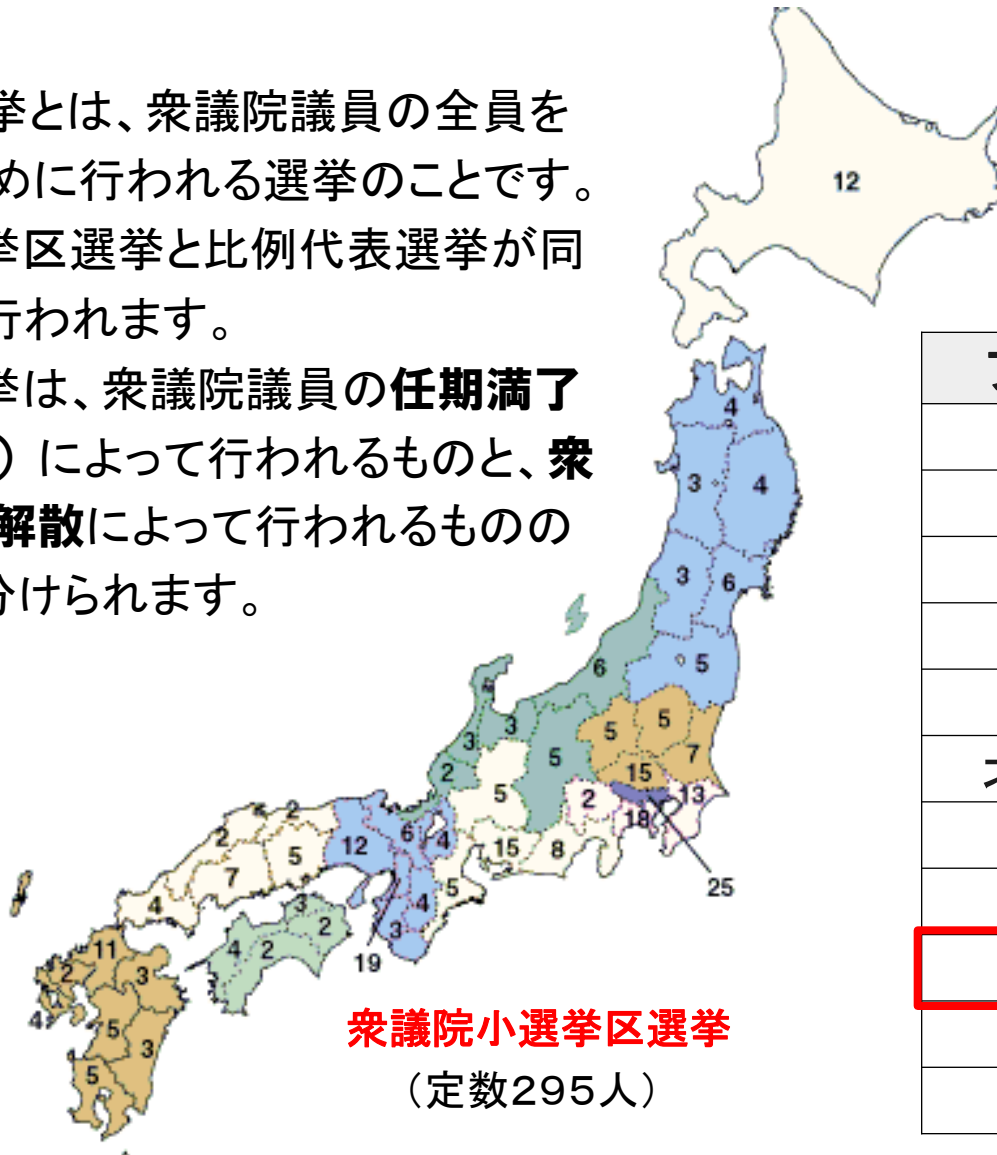
公職（選挙）の種類		任期	定数
国	衆議院議員	4 年	小選挙区 2 9 5 人（島根県 2 人）
			比例代表 1 8 0 人（中国ブロック 1 1 人）
	参議院議員	6 年 （3 年ごとに 半数を改選）	選挙区 1 4 6 人（島根県及び鳥取県 2 人） → 島根県と鳥取県が合区
			比例代表 9 6 人
県	知事	4 年	1 人
	県議会議員	4 年	島根県議会議員 3 7 人
市町村	市町村長	4 年	1 人
	市町村議会議員	4 年	市町村ごとに定める人数

衆議院議員総選挙

総選挙とは、衆議院議員の全員を選ぶために行われる選挙のことです。

小選挙区選挙と比例代表選挙が同じ日に行われます。

総選挙は、衆議院議員の**任期満了（４年）**によって行われるものと、**衆議院の解散**によって行われるものの2つに分けられます。



衆議院比例代表選挙
(定数180人)

ブロック	定数
北海道	8
東北	14
北関東	20
南関東	22
東京都	17
北陸信越	11
東海	21
近畿	29
中国	11
四国	6
九州	21

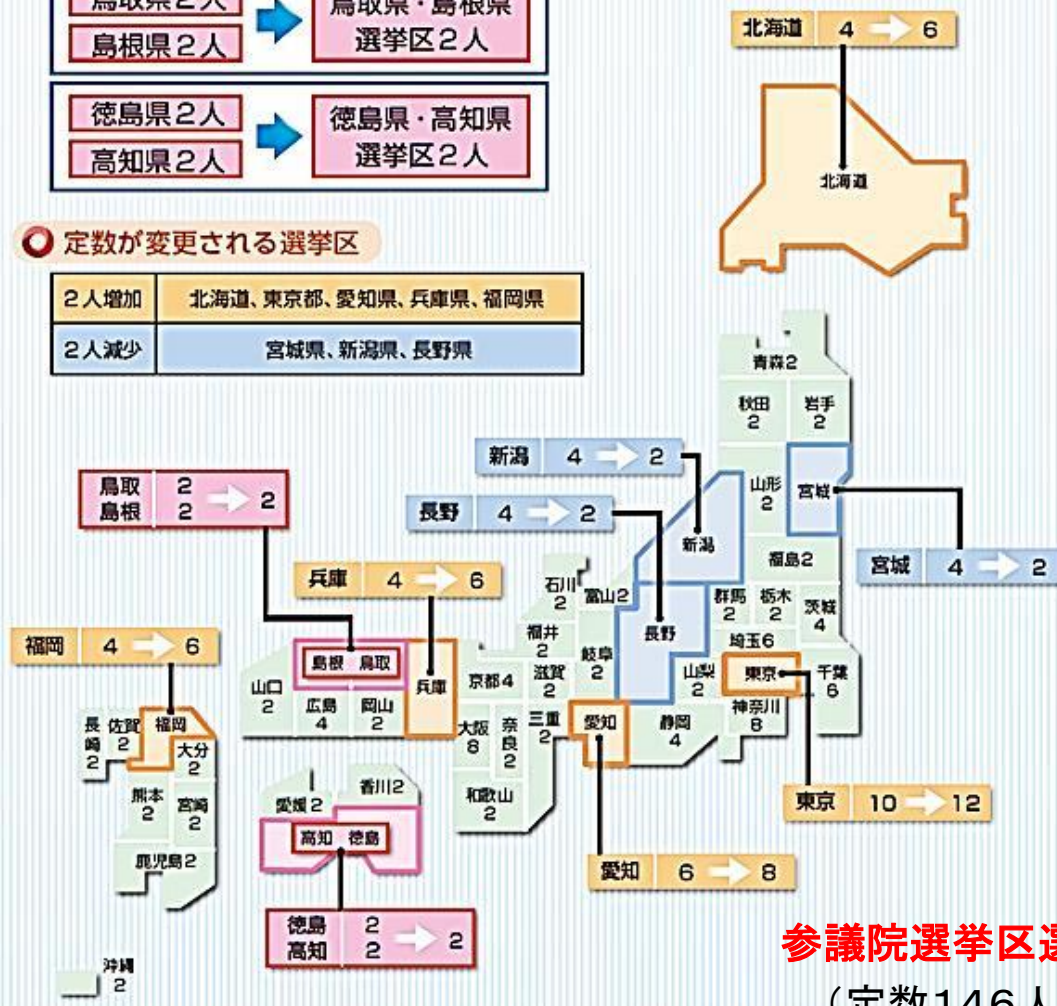
参議院議員通常選挙

● 区域が変更される選挙区



● 定数が変更される選挙区

2人増加	北海道、東京都、愛知県、兵庫県、福岡県
2人減少	宮城県、新潟県、長野県



通常選挙とは、参議院議員の半数を選ぶための選挙です。選挙区選挙と比例代表選挙が同じ日に行われます。

参議院に解散はないので、**任期満了（6年）**による選挙だけです。

参議院議員は3年ごとに半数が入れ替わるため、**3年に1回、定数の半分を選ぶこと**になります。

参議院比例代表選挙

(定数96人)

全国の都道府県を通じて
行われます。

参議院選挙区選挙

(定数146人)

県や市町村の選挙

地方公共団体の長の選挙(県知事や市町村長の選挙)

県知事や市町村長など地方公共団体の長を選ぶための選挙です。任期満了（４年）のほか、住民の直接請求による解職、議会の不信任決議による失職、長の死亡や退職などでも行われます。

一般選挙(県議会議員や市町村議会議員の選挙)

一般選挙とは、県や市町村の議会の議員の全員を選ぶ選挙のことです。任期満了（４年）のほか、議会の解散などでも行われます。

※ 統一地方選挙

地方公共団体の長と議会の議員の選挙を、全国的に期日を統一して行う選挙を「統一地方選挙」といいます。選挙への意識を全国的に高めるなどの目的であり、４年ごとに行われています。

任期満了日

国会議員

区分	任期満了日
衆議院議員	平成30年12月13日（木）
参議院議員 （半数ずつ改選）	平成31年 7月28日（日）
	平成34年 7月25日（月）

島根県

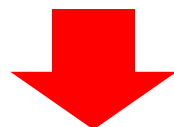
区分	任期満了日
島根県知事	平成31年 4月29日（月）
島根県議会議員	平成31年 4月29日（月）

市町村

区分	任期満了日
市町村長	市町村ごとに定める日
市町村議会議員	市町村ごとに定める日

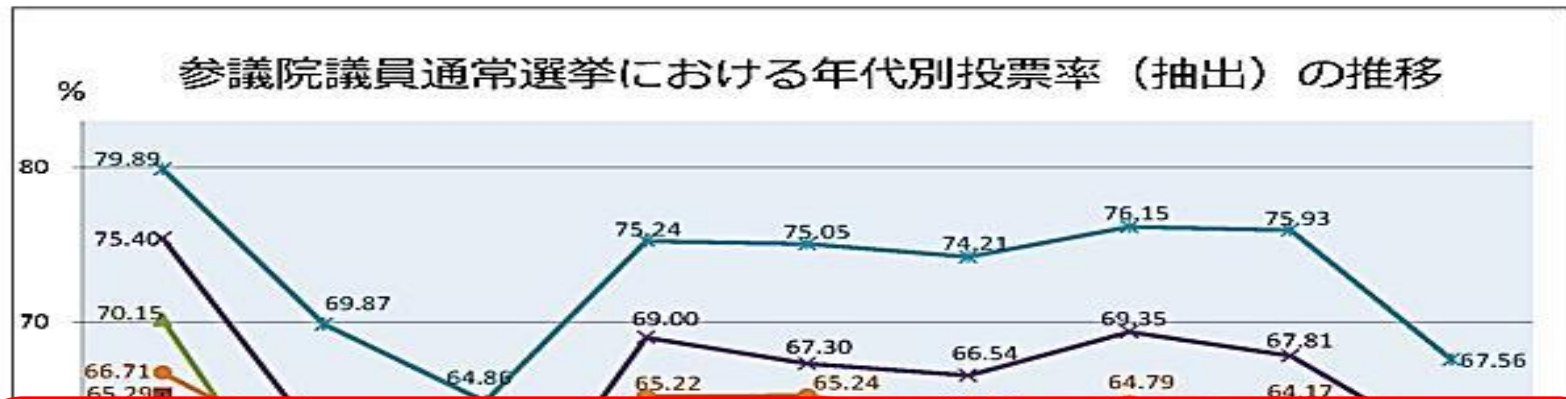
人々は多様な意見を持っている。

世の中を良くするには、様々なルールを決定していく必要がある。



選挙で、自分の意見を政治に反映させてくれる代表者を選び、その代表者が政治の場でルールを決定する。

選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。



島根県は、
衆議院選挙は16回連続で、
投票率が全国1位です！

平成28年10月現在



選挙では大勢の人が投票するのだから自分一人くらい投票しなくてもかまわない(%)

平成22年 明るい選挙推進協会 若い有権者の意識調査

年齢	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そうは思 わない	そうは思 わない	わからな い
20～29	8.6	16.5	14.4	58.1	2.4
30～39	5.9	13.3	10.3	65.8	4.7
40～49	1.9	9.9	11.8	75.2	1.1
50～59	1.7	6.7	10.4	80.5	0.7
60～69	2.3	1.8	8.6	85.0	2.3
70～	1.4	2.8	7.3	87.3	1.1
全体	3.4	7.9	10.3	76.4	2.0

僅差の選挙事例(平成22年津和野町議会議員選挙)

候補者	得票数	当落
A	248	当選
B	248	落選

全国でも、同点や
1票差などの事例
はたくさんあるよ



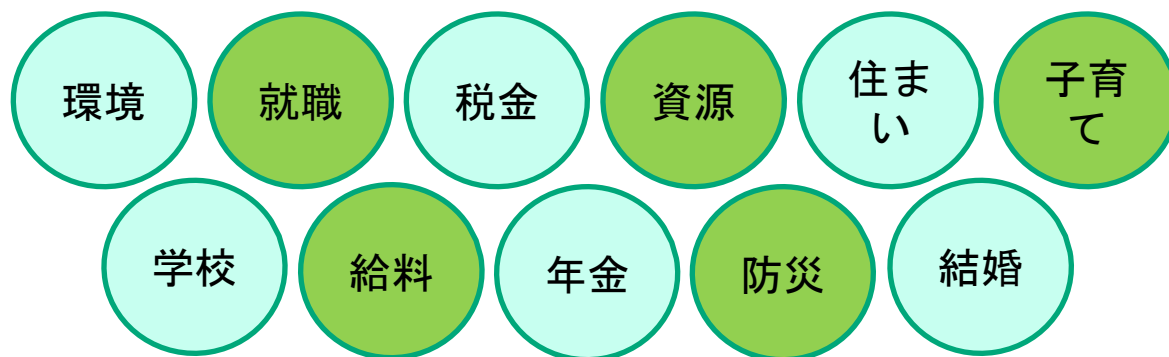
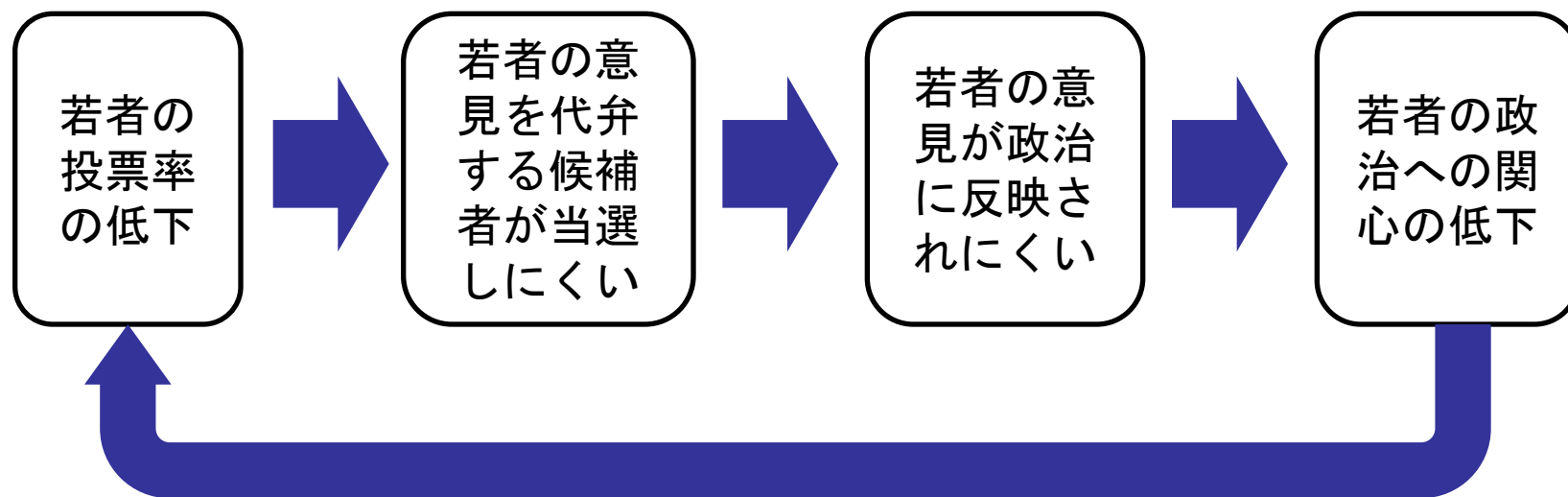
選挙クイズ

問題

候補者の得票数が同点の場合の
当選人の決め方は？

- ①選挙のやり直し
- ②くじ引き
- ③両者の話し合いで決める

投票率の低下により、こんな悪循環が生じているとは思いませんか？



きっと、
あなたにも
気になること
があるはず



投票の手順

渡す

① 投票所へ行きます。

もらう

② 受付で投票所入場券を渡します。

書く

③ 投票用紙をもらいます。

入れる

④ 投票記載場所で投票用紙に記載します。

⑤ 投票箱に入れます。

こんな投票は無効です！

- ・ 2以上の候補者（政党）名を記載したもの
- ・ 候補者（政党）名のほか、他の事を記載したもの
- ・ 白紙投票 など

なんか、こわい…

投票の仕方が分からない!!

投票に行った時、どうしていいか戸惑わないように、この投票手順図を見ておけば大丈夫! 細かくしたからよく分かるよ。

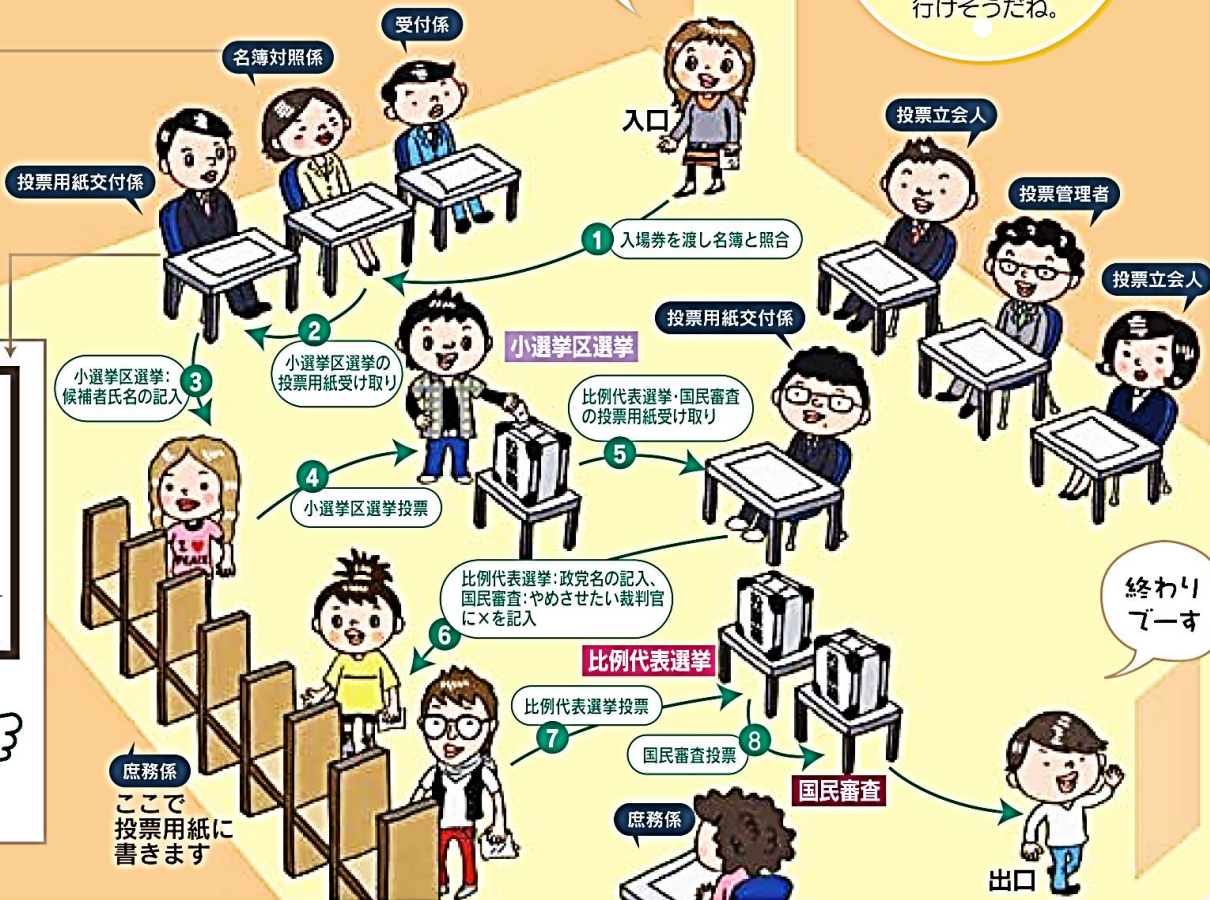
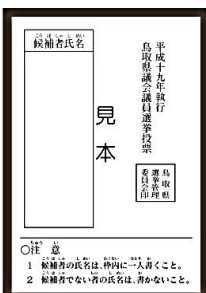
※衆議院議員総選挙の場合を例にしています。

投票に行くのに必要なもの 事前に送られてきた 『投票所入場券』

選挙人の氏名と投票所の場所が書いてあり、名簿との照合がスムーズに行える。
※もし忘れても、本人確認が出来るものがあれば大丈夫!!

投票用紙って どんなもの?

選挙人になったばかりの人や、まだ投票には行ったことがない人はどんなものかわからないと思います。この用紙、プラスチックで出来ていて、折り曲げて投票箱に入れても自然に開くようになっています。



投票時間は 13時間もある

原則朝7時から夜8時まで。
これだけ時間があれば、
用事が入っても、
行けそうだね。

選挙クイズ

問題

投票所に朝一番乗りした人にはある特典があります。なに？

- ①一番乗りの証明書がもらえる
- ②投票用紙の枚数を数えられる
- ③投票箱の中をのぞける

様々な投票制度

期日前投票制度

選挙は、投票日当日に投票所において投票することが原則ですが、投票日当日に学校のテストや部活の大会、仕事、旅行、レジャー、冠婚葬祭等があり投票所に行けないような場合には、選挙の期日前（公示日や告示日の翌日から投票日の前日まで）であっても投票を行うことができます。

不在者投票制度

仕事や旅行などで、他の市町村に滞在している方は、滞在先の市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、病院などに入院している方も、その施設内で不在者投票を行うことができます。

その他に、障がいのある方などが郵便で投票したり、外国から日本国内の選挙に投票したり、船の上からファックスで投票するなど、公平に投票ができるよう様々な仕組みが考えられています。



住民票の異動

進学や就職で引っ越ししたら、住民票を異動しよう

新住所地で投票するためには、新住所地の「選挙人名簿」という住民名簿に登録される必要があります。

なお、住民票を異動してから公示日や告示日（又は定時登録日）までに3ヶ月以上その市町村に住んでいなければ、その名簿には登録されません。

住所移転して3ヶ月未満の場合は、不在者投票をしよう

もし、住民票を異動しても、公示日や告示日（又は定時登録日）までに3ヶ月未満の場合、新住所地の名簿には登録されませんが、代わりに旧住所地で要件を満たしていれば投票できます。

この場合は、不在者投票をするか、または旧住所地に帰って当日投票や期日前投票をすることができます。

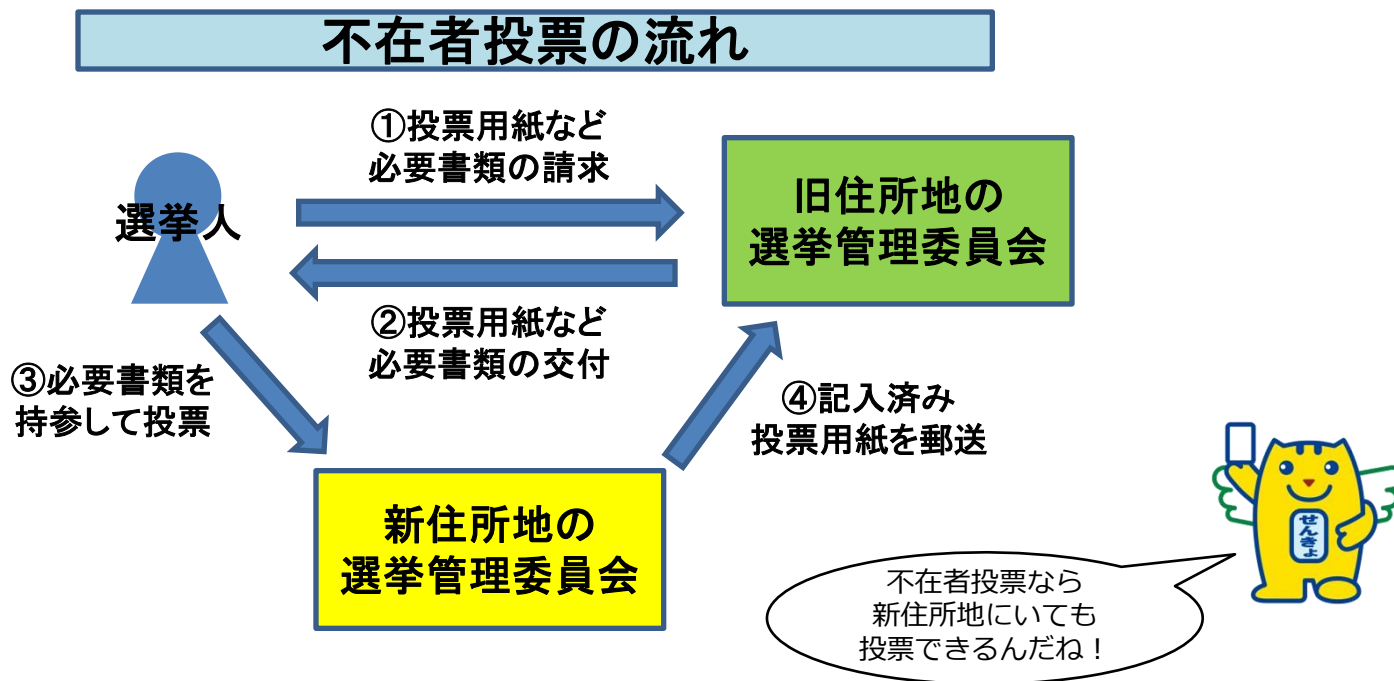
なお、不在者投票をする場合は、事前に手続きが必要ですので、旧住所地の市町村選挙管理委員会に問い合わせてください。

※ これは、国政選挙の場合です。

不在者投票の手続

- ① 旧住所地の市町村の選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。
- ② 交付された投票用紙などを持参して、新住所地市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

【注意】不在者投票は、書類のやりとりを郵送で行うため、手続きに時間がかかりますので早めに請求してください。



※ 詳しくは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

選挙期間中に18歳になれる方へ

選挙権を有するのは、年齢満18年以上の方です。

期日前投票や当日投票を行う場合には、投票する時点で選挙権を有している必要があります。

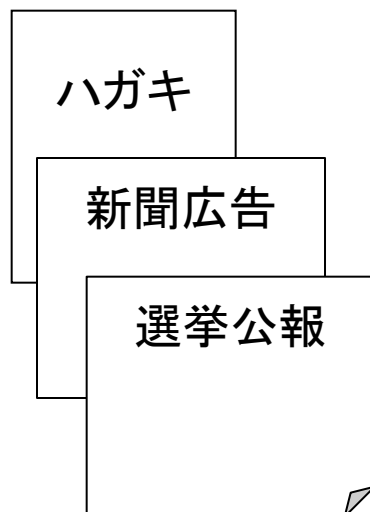
しかし、中には、選挙期間（公示日や告示日から投票日）の間に18歳になる方がいらっしゃいます。このような方は、まだ17歳の時点では期日前投票はできませんが、代わりに不在者投票をすることができます。

	投票できる期間	投票できる場所	投票の方法
期日前投票	公示日や告示日の翌日 ～投票日の前日	期日前投票所	・ 宣誓書に記入し、投票用紙を受け取る。 ・ 投票用紙に記載後、投票箱へ投函。
不在者投票		不在者投票記載場所	・ 宣誓書に記入し、投票用紙、封筒（外封筒・内封筒）を受け取る。 ・ 投票用紙に記載後、投票用紙を入れた内封筒を外封筒に入れ、外封筒に署名し、封筒を不在者投票管理者に提出。

※ 前のページで示した、不在者投票とは手続きが異なります。

不在者投票の手続きや不在者投票記載場所については、各市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

選挙運動の方法(候補者や政党等の政見を知る方法)



電子メール

HP、ブログ、ライン、
ツイッター、フェイスブック、
動画サイト等



《現代に求められる新しい主権者像》

平成23年 総務省「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告より

国や社会の問題を自分の問題として捉え、
自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者

①社会参加の促進

社会参加意欲が低い中では政治意識の高揚は望めない

②政治的リテラシー(政治的判断能力)の向上

情報を収集し、的確に読み解き、考察し、判断する訓練が必要

日頃から政治や社会の問題を自分の問題として捉え、
自分の考えをまとめましょう。

選挙運動とは

- ①特定の選挙において
- ②特定の候補者を当選させるため
- ③選挙人に働きかける行為

では、候補者以外の者が行ってもよい選挙運動は・・・

電話や、来訪者、街角で出会った人へ、投票や応援を依頼
自ら家まで訪問して、投票や応援を依頼してはいけません

HP、掲示板、ブログ、ライン、ツイッター、フェイスブック、
動画サイトなどへの掲載（必ず連絡先を表示すること）
電子メールを利用することは、候補者や政党以外はできません

選挙運動ができる期間は、立候補届出後から投票日の前日まで

選挙運動で気をつけるべきことは…

- 18歳未満の人は、選挙運動をしてはいけません。
- 選挙期間中以外は、選挙運動をしてはいけません。
- （候補者以外は）電子メールを使って選挙運動をしてはいけません。
- 選挙運動用のホームページやチラシを印刷したものを貼ったり、配布したりしてはいけません。
- 選挙運動用のポスターを毀損してはいけません。
- 選挙運動の集会や演説を妨害してはいけません。
- 候補者について、虚偽の事項を公表したり、悪質な誹謗中傷をしてはいけません。
- 選挙に関して金品により他人を買収したり、買収に応じてもいけません。

**18歳になったら、主権者としての
自覚を持って行動し、必ず投票に
行きましょう！**



島根県選挙管理委員会